

令和6年1月10日14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社クリーンテック

期間: 令和6年1月10日から令和6年2月9日まで(1ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社クリーンテックの代表取締役が脅迫の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

総務部契約課長

おおぎり
大桐

あつひこ
敦彦

(内線 2511)

総務部契約課建設専門官

いそかわ
磯川

けんいち
健一

(内線 2512)

神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576

総務部経理調達課長

たくわ
宅和

ゆうじ
祐治

(内線 6310)

総務部経理調達課長補佐

のぐち
野口

みちひさ
道久

(内線 6313)

令和6年1月10日
近畿地方整備局

株式会社クリーンテックに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社クリーンテックの代表取締役は、和歌山市発注の清掃業務の入札を巡り、落札した別の業者を脅したとして、令和5年10月23日に脅迫の疑いで和歌山西警察署に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

株式会社クリーンテックの代表取締役が脅迫の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社クリーンテック

和歌山県和歌山市三番丁54番

代表取締役 久保 伊代

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和6年1月10日から令和6年2月9日まで(1ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。